

第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援

【基本認識】

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権が尊重され、尊厳をもって生きることができることは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提である。

心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは、健康を享受できるようにしていくために必要である。特に、女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴う内分泌環境の変化によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が殊に重要である。

心身の健康は暴力や貧困などの社会的要因によって大きく影響を受ける面があるため、健康課題解決には、背景となる社会課題の解決が求められる。健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることなどに鑑み、性差医学に基づいた確かな保健・医療を受けることが必要である。

さらに、乳幼児・小児期からの生活習慣や虐待等不適切な養育などの社会的要因が、成人後の生活習慣、社会的孤立、精神疾患等の原因になりやすいこと、また男性においては、健康を害する生活習慣や自殺やひきこもりの割合が女性に比べて多いことが指摘されている。

- 近年は、女性の就業等の増加、生涯出産数の減少による月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長など様々な要因により女性の健康を脅かす疾病構造が変化している。

働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、女性の健康に関する知識の向上や、社会的な関心を喚起することが重要である。

男性についても、女性に比べて認知度は低いものの、更年期障害がみられるほか、長時間労働による健康への影響も考えられるところであり、男女ともに、双方の健康課題に対する理解やそれぞれの特性に応じた支援が求められている。

- また、成育医療の視点から、学童・思春期からの健康教育を充実させると共に、全ての女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合えるような支援が必要である。

不妊治療を希望する男女が増えており、経済的負担の軽減や、仕事との両立支援が求められている。

妊産婦が安心して出産や育児を行えるよう、出産後の母子に対しての心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を推進するとともに、助産師、保健師等による寄り添った支援を行うことが重要である。

更年期の男女は、職場や社会において多くの役割を担う年代であり、その活躍は地域及び社会経済にとって重要である。更年期障害の程度や症状は個人差が大きいが、症状が重い場合であっても、就労継続やキャリア向上が妨げられないよう、更年期に関する理解や治療と仕事の両立支援を促進することが求められる。加えて、人生 100

年時代において、更なる活躍や健康寿命の延伸のために、治療方法に関する周知も含め、更年期前後からの健康支援が重要である。

- これらのことから、国民のヘルスリテラシーを向上させるとともに、年代ごとの課題や、健康を阻害する社会的要因への対応も含め近年の健康に関わる問題変化に応じた支援が必要である。

女性とそのパートナーの生活の質が向上し、より豊かな人生が歩めるよう、女性のライフステージごとの健康課題の解決に向けて、フェムテックの振興を図ることも重要である。

企業評価制度の更なる充実と普及を通じ、企業における女性の健康課題への取組をより促進する必要がある。

- 生涯にわたる女性の健康づくりを支援するには、性差医学に基づき女性特有の疾患や同じ疾患でも臨床的に男女で異なる疾病に専門的に対応する医師を育成・増加させることも必要である。

女性の就業率の高まりを踏まえ、職域における女性労働者の健康支援の取組を強化するために、産業医・産業保健スタッフに対して、女性の健康支援に関する研修の実施等必要な支援をすべきである。

女性医師は、当事者としての立場からも、女性特有の健康課題に気付きやすいことから、女性の包括的健康支援を発展させるためには、医学・医療分野の意思決定に携わる女性医師を増やす必要がある。医師の働き方改革を進めるとともに、医療機関や関係団体の組織の多様化を図り、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかける。

産業保健スタッフ、保健師、助産師、看護師、薬剤師、養護教諭等が、職場や地域、学校など様々な場で、更年期の健康課題を含め、女性のライフステージごとの健康課題とその対処法について知識の普及に取り組めるよう、人材育成を図ることが重要である。

- スポーツ分野においては、生涯を見通した健康な体づくりを推進するため、男性に比べて女性の運動・スポーツ習慣者が低いことに鑑み、女性のスポーツ参加を促す取組が必要である。
- これらの観点から、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、性差医学に基づく健康を支援するための取組を総合的に推進する。

<施策の基本的方向と具体的取組>

1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

(1) 施策の基本的方向

- 生涯を通じた健康の保持のためには、疾患の罹患状況や、健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることなどに鑑み、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要である。また、暴力や社会的な格差は、女性の生涯にわたる健康に与える影響が大きいことにも着目し、特に性暴力においては、加害者・被害者にならないための教育等を行う。

- 男性に比べ、女性の運動・スポーツ習慣の割合が低いことなどの課題を鑑みることが重要である。
- 女性については、その心身の状況が年代や月経・妊娠・閉経等に伴う内分泌環境の変化に応じて大きく変化するという特性から、長期的、継続的かつ包括的な観点に立って健康の増進を支援する。成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号。以下「成育基本法」という。）に基づき、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。
- 10代～20代前半は、生涯にわたる健康の基盤となる心身を形成する重要な時期であり、健康教育の充実、専門的な保健サービスの確保、月経周期等の重要性の理解、月経異常の見極めによる疾患の早期発見、栄養、体重管理及び運動と女性ホルモンへの影響等のヘルスリテラシーの獲得、予期せぬ妊娠や性感染症の予防、避妊方法を含めた性に関する教育など、保健の充実を推進する。
- 妊娠・出産は、女性の健康にとっての大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠から子育てにわたり、切れ目のない支援体制を構築する。
- 職場や地域において、妊婦や子育てに関する理解を促進するとともに、産前・産後の女性が安心して出産・子育てしやすい環境を整備する。
- 不妊治療の経済的負担の軽減を図るとともに、治療と仕事を両立できる環境を整備する。また、不育症の検査やがん治療に伴う不妊に対しても、新たな支援を行う。
- 更年期の女性は、職場や社会において多くの役割を担う年代であり、その活躍は地域及び社会経済にとって重要である。更年期障害や更年期以降に発生しやすい生活習慣病等に関する啓発や健康教育及び医療の充実により健康を向上させる必要がある。
- 老年期の健康の基盤はそれまでのライフステージにおいて形成され、生涯にわたって影響を与える。また、更年期は人生100年時代の活躍を見据えた健康への取組の開始時期である。こうした視点から効果的な健康課題への取組を推進するため、総合的な施策を検討する。
- 男性については、生活習慣病のリスクを持つ者の割合が高いことや、女性特有の健康課題と認識されやすい更年期障害が見られるほか、根強い固定的な性別役割分担意識などから孤立のリスクを抱える恐れもある。これらの社会的要因も踏まえ、包括的な観点から健康の増進を支援する。

（2）具体的な取組

ア 包括的な健康支援のための体制・環境の整備

- ① 女性の身体的・精神的な健康及び性差医学に関する調査・研究を進めるとともに、性差に配慮した医療（性差医療）に関する普及啓発、医療体制整備、女性の健康について包括的な支援施策を推進する。
- ② 年代に応じて女性の健康に関する教育及び啓発を行うとともに、女性の健康の増進に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な措置を講じ、女性が健康に関する各種の相談、助言又は指導を受けることができる体制を整備する。

- ③ 女性の健康総合センターによる取組を着実に推進していくため引き続き体制の整備を図る。また、同センターを中心として、AMEDや関係省庁等の各種研究事業を活用しながら、妊娠・出産を含めた女性の生涯にわたる健康課題に関わる研究等に取り組むとともに、リテラシーの向上も図りながら、「ジェンダード・イノベーション」を推進する。
- ④ 女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを専門的・総合的に提供する体制の整備（例：女性の専門外来、総合診療を行う医療体制の整備）、福祉等との連携（例：心身を害した女性を治療する医療施設と民間シェルター、自立支援施設等との連携）等を推進する。
- ⑤ 女性が必要な医療を適切に受けられるように、産婦人科の受診に対する心理的なハードルを下げるための方策について、オンライン診療の活用等を含め、研究課題として取り上げる。
- ⑥ 性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアについては、生涯を通じて健康に過ごすためにも重要な取組である。関係省庁や関係機関と連携し、政府一丸となって、プレコンセプションケア推進5か年計画に基づき、社会全体での認知度向上と支援体制の整備等に取り組んでいく。また、性と健康の相談センターにおいては、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援等を継続的に実施する。あわせて、プレコンセプションケアの情報発信等を図る。
- ⑦ 女性の心身に多大な影響を及ぼす暴力や貧困等の社会的要因と、女性の疾患や生活習慣との因果関係について調査を行うなど、女性の生涯にわたる健康維持に向けた保健医療の在り方等に関する調査研究を推進する。その成果の普及啓発に当たっては、行動科学の専門家の知見も活用し、必要な層に必要な情報を効果的に届ける方法を検討する。あわせて、科学的知見に基づき女性の負担にも配慮した乳がん検診の推進など、子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上に向けた取組を行う。また、がんをはじめとする疾患についても、治療と仕事を両立できる環境を整備する。
- ⑧ 予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師の十分な説明の上で、緊急避妊薬を処方箋なしに適切に利用できるよう、悪用されないための対策や対面服用の必要性の検討も含めて、薬の安全性を確保しつつ、当事者の目線に加え、幅広く健康支援の視野に立って検討を進める。その際、緊急避妊薬を必要とする女性の中には、性暴力や虐待など、地域の相談支援機関や医療機関等と連携すべき様々な事例が含まれることに鑑み、緊急避妊薬を処方箋なしに販売する薬局等においては、必要に応じて地域の相談支援機関や医療機関等を紹介する等、適切な対応ができる連携体制を整備する。
- ⑨ 女性の健康の包括的支援に必要な保健、医療、福祉、教育等に係る人材の確保、養成・資質の向上及び連携を図るとともに、各大学の医学教育において、性差を考慮した医療に関する教育の充実を促すための検討を行う。
- ⑩ 成育基本法に基づき、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援の在り方の検討などを推進する。
- ⑪ 不適切養育などの成育歴や、生きづらさや社会的孤立などの背景を理由とした、覚醒剤・大麻等の乱用者も認められることから、末端乱用者への再乱用防止対策及び社会復帰支援施策等を推進する。

- ⑫ 生涯を通じた健康づくりのため、運動習慣の定着や身体活動量の増加に向けた取組を推進する。
- ⑬ 保険者努力支援制度など、各保険者等のインセンティブ制度において、女性の健康に関する取組を実施していることを評価したり、乳がん、子宮頸がんの特化した平均受診率を評価したりすることを検討する。
- ⑭ 女性活躍推進法の改正等を考慮して保険者等へのインセンティブ設計を行う。
- ⑮ 令和7（2025）年4月よりスマート・ライフ・プロジェクトのテーマに追加した「女性の健康」について、「健康寿命をのばそう！アワード」に多くの応募がされるよう、評価のポイントを明らかにする。
- ⑯ 「健康寿命をのばそう！アワード」の受賞例に「女性の健康」に関する取組を加え、スマート・ライフ・プロジェクト HP など公開する。
- ⑰ 自治体検診における子宮頸がん検診について、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で推奨されているHPV検査単独法の実施に取り組む地方公共団体を支援する。
- ⑱ 経済的な理由等により生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」は、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題である。このため、地域女性活躍推進交付金により、地方公共団体が女性への寄り添った相談支援の一環として行う生理用品の提供を支援する。また、地域女性活躍推進交付金を活用した取組や各地方公共団体による独自の取組についての調査・公表を通じ、各地方公共団体における「生理の貧困」に係る取組の横展開及び生理用品を必要とする女性の必要な情報に基づくアクセスの向上を促進する。
- ⑲ 女性競技者の三主徴（利用可能エネルギー不足、運動性無月経、骨粗しょう症）に対応した医療・科学サポート体制の確立に向けた取組を推進するとともに、女性競技者や指導者に対する啓発を実施する。
- ⑳ 関係省庁、地方自治体、スポーツ団体、経済団体、企業等で構成するコンソーシアムを設置し、加盟団体が連携・協同して、身近な地域で健康づくりを図るための環境整備を行う等、女性における運動・スポーツへの参加促進に向けた取組を推進する。
- ㉑ 男性自殺者が女性自殺者の約2倍であることも踏まえ、自殺総合対策大綱に基づいた対策に引き続き取り組む。

イ フェムテックの推進

- ① 企業における製品の研究開発において、性差の視点を取り入れる「ジェンダード・イノベーション」を促進する。

セルフチェック、セルフケアを促進するため、フェムテック事業者が、医療機関や、女性の健康総合センター、その他研究機関等と連携し、AMEDの補助金等も活用しながら、ニーズの把握、製品開発を行うことができる取組を推進する。

医薬品、医療機器の研究開発プロセスにおいても、女性特有の健康課題に留意するよう、PMDAの相談における指摘等を通じて、製薬業界における取組を促進する。

承認審査に当たっても、諸外国の取組も参考に、女性の身体にどのような影響があるかという点にも着目するよう留意する。

根拠に基づく良質なフェムテックサービス・製品が評価され、社会に普及するような環境整備が必要であり、利用者の安全性への配慮が特に必要と考えられる分野の製品について、製品の品質や広告表現等に関するガイドラインを策定・拡充すべく、既

に設置されている産官のワーキング・グループの場などを活用して引き続き検討する。

- ② 質の担保されたフェムテック関連機器、サービス等が消費者に届くよう、第三者認証や自己宣言などを含む品質担保スキームについて、フェムテック産業の現状を踏まえて適切な内容となるよう、業界団体等における検討を支援する。
- ③ また、自治体が、令和6年度補正予算において創設された新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請にあたって参照する要綱や記載例などの資料において、フェムテック製品の活用を含む女性の健康に関する取組なども対象であることが明確にわかるよう明示する。

ウ 妊娠・出産・産後ケアに対する支援

- ① 妊娠・出産・産後の経済的負担の軽減のため、令和8（2026）年度を目途に、産科医療機関等の経営実態等にも十分配慮しながら、標準的な出産費用の自己負担の無償化に向けた具体的な制度設計を進める。
- ② 市町村にて妊婦等に対してなるべく早期の妊娠届出を促すことや、妊婦健診等の保健サービスの推進、出産育児一時金及び産前産後休業期間中の出産手当金、社会保険料免除などにより、妊娠・出産期の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図る。
- ③ 性と健康の相談センターにおいて、不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制の整備を推進する。
- ④ 不妊治療と仕事の両立に関する環境整備に取り組む中小企業に対して助成を行うとともに、事業主や人事部門向けのマニュアル等の作成・周知を通じて、不妊治療と仕事との両立に関する理解を深め、不妊治療を受けやすい職場環境整備を推進する。
- ⑤ 地域やサービスの条件を設定して、出産を取り扱う病院等を検索することができる「出産なび」について、出産なびの認知向上に努めつつ、産後ケアに関する情報等、掲載情報の充実をさらに進め、ユーザビリティの改善にも取り組む。
- ⑥ 「出産なび」に蓄積された施設・医療機関のデータを活用し、官民でのデータ利活用や民間における国への政策提言に活用する体制について、データの利用許諾等の観点で問題がないかなどに配慮しつつ、検討を進める。
- ⑦ 妊婦が正しい理解のもと、希望に応じて安全で質の高い無痛分娩を選択できるよう、環境の整備を進める。
- ⑧ 令和7（2025）年度から産後ケア事業が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられたことに基づき、都道府県負担の導入や都道府県による広域調整等を踏まえた産後ケア事業の体制整備を着実に進める。また、産後ケア事業実施により女性の健康に与える影響について調査を行うとともに、産後ケア事業の利用率の向上にむけ、継続的に事業の運用改善に取り組む。
- ⑨ Public Medical Hub（PMH：自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム）内における産後ケア利用料の償還払い手続きのデジタル完結を実現する等、自治体関係者の負担軽減に努める。
- ⑩ 小児・AYA世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）のがん治療に伴う不妊に対しても、引き続き支援を行う。
- ⑪ 性と健康の相談センターなどにおいて、予期せぬ妊娠に関する悩みに対し、専門相談員を配置するなどして相談体制を強化し、市町村や医療機関への同行支援や、学校

や地域の関係機関とも連携する。特に、出産前後に配慮を要する場合や、暴力、貧困、孤立、障害等の困難を抱える場合においては、より手厚い支援を行えるようにする。

- ⑫ 産後うつや早期発見など出産後の母子に対する適切な心身のケアを行うことができるよう、「こども家庭センター」等の関係機関と連携しつつ、地域の実情に応じ、産後ケア事業の全国展開や産前・産後サポートの実施を通じて、妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築する。シングルマザーをはじめ、出産・育児において、家族・親族の支援を得られにくい女性に対しても、手厚い支援を行えるようにする。
- ⑬ 産後うつやリスクも踏まえ、いわゆるワンオペ育児による負担の軽減のため、男性の育児参画を促す。公共交通機関、都市公園や公共性の高い建築物において、ベビーベッド付男性トイレ等の整備等を推進するほか、こども連れの乗客等への配慮等を求めることにより、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を行う。
- ⑭ 妊婦や子育てに温かい社会づくりに向けて、ベビーカーマークの普及促進を図る。
- ⑮ 若手産婦人科医の女性割合の増加などに鑑み、医師の働き方改革による、産科医師の労働環境の改善をしつつ、安全で質が高い周産期医療体制の構築のための産科医療機関の集約化・重点化を推進する。
- ⑯ 出生前検査等に関する制度等の在り方について、多様な国民の意見を踏まえた上で検討が行われる必要があり、その議論に資するよう、必要に応じ実態の把握等を行う。
- ⑰ 遺伝性疾患や薬が胎児へ与える影響などの最新情報に基づき、妊娠を希望している人や妊婦に対する相談体制を整備する。
- ⑱ 親世代とこども世代をつなぐ生命現象を解明するため、臓器同士の関係性や時間経過による変動等の時間的・空間的な複雑性も考慮したアプローチで生命科学分野の基礎研究を推進することにより、不妊や不育、小児疾患などの諸課題について、メカニズムの解明や予測・介入技術の開発等につなげることを目指す。
- ⑲ 女性競技者の出産後の復帰を支援するとともに、競技生活と子育ての両立に向けた環境を整備する。

エ 年代ごとにおける取組の推進

(ア) 学童・思春期

- ① 学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。
 - ・学童・思春期における女子の心身の変化や健康教育に関する事項（例えば、月経関連症状及びその対応、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、ワクチンによる病気の予防に関する事項）
 - ・思春期から若年成人期までのがん罹患及び治療による、将来の妊娠や年代ごとの健康に関する事項
 - ・医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠及びその間隔、葉酸の摂取、男女の不妊、性感染症の予防など、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアに関する事項

- ・ 睡眠、栄養、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙など、女性の生涯を見通した健康な身体づくりに関する事項
- ② 学校においても、健康診断で月経随伴症状について所見を有する児童生徒の把握及び必要に応じた産婦人科医等への相談や治療の案内に努める。
- ③ 10代の性感染症罹患率、人工妊娠中絶の実施率及び出産数等の動向を踏まえつつ、性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する教育を推進する。また、予期せぬ妊娠や性感染症の予防や必要な保健・医療サービスが適切に受けられるよう、養護教諭と学校医との連携を図る等、相談指導の充実を図る。

(イ) 成人期

- ① 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上を図る。
- ② HIVとエイズ、梅毒をはじめとする性感染症は、次世代の健康にも影響を及ぼすものであり、その予防から治療までの総合的な対策を推進する。
- ③ 個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。
 - ・ 子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持に関する事項
 - ・ 医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠及びその間隔、男女の不妊など、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアに関する事項
 - ・ 暴力による支配（配偶者等からの暴力、ハラスメントなど）の予防に関する事項
 - ・ 睡眠、栄養、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙など、本人及び次世代に影響を与える行動に関する事項
- ④ 思春期から若年成人期までのがん罹患及び治療による、将来の妊娠や年代ごとの健康に関する情報の集積・普及啓発を行い、相談体制を整備する。
- ⑤ 喫煙、受動喫煙及び飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行い、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努める。

(ウ) 更年期

- ① 女性特有の疾患に対応した検診として、骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診、乳がん検診が実施されており、特にがん検診の受診率及び精密検査の受診率の向上を図る。
- ② 性ホルモンの減少等により、心身に様々な症状が発生しやすく、また更年期以降に発生する疾患の予防が重要で効果的な年代であるため、更年期障害及び更年期を境に発生する健康問題の理解やホルモン補充療法等の治療の普及を含め、性差を考慮した包括的な支援に向けた取組を推進する。
- ③ この時期は、更年期以降に発生する疾患やフレイルを予防するために重要な年代であることから、運動や栄養、睡眠などの生活習慣が老年期の健康に及ぼす影響について、性差も考慮しながら老年期の心身の健康に資する総合的な意識啓発に取り組む。また受診率の低い被扶養者への働きかけなど、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図り、生活習慣病の予防に取り組む。

(エ) 老年期

- ① 我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、口腔機能低下、認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、男女共に健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸を実現する。
- ② 加齢に伴う心身機能や認知機能の低下により支援が必要な状態（フレイル状態）になることが多いことから、性差等を考慮したフレイル予防対策を実施する。

2 仕事と健康課題の両立の支援

(1) 施策の基本的方向

- 女性が不本意に離職することなく、キャリアを形成していくためには、月経随伴症状等の女性の健康課題への理解・支援等の「健康との両立」を推進する必要がある。
- 女性と男性では、健康課題の内容も課題を抱えやすい時期も異なる。仕事と健康の両立のため、職場では、女性と男性それぞれの健康課題に関する研修・啓発の実施、プライバシーに配慮した上での健康診断の受診に対する支援、健康に関する相談先の確保等が重要である。
- 女性が健康課題を抱えながらも働きやすい職場は、男性も含めたすべての人々にとって働きやすい職場となることが期待される。柔軟な働き方等、両立を実現できる働き方への変革といった、職場における健康課題への取組をより促進することが重要である。
- 女性の健康課題に取り組み、成果をあげている企業の事例を他の企業にも広く周知し、企業における女性の健康課題への取組を推進することも求められる。
- 男女ともに職業生活における健康の維持・増進は、従業員の多様な幸せ（well-being）を高めるとともに、企業における生産性を向上させることが期待され、社会全体で健康課題に取り組むことが必要である。

(2) 具体的な取組

ア 健診やセルフチェック、相談事業等の活用による女性の健康確保に向けた取組の推進

- ① 約8割の女性が就業していることから、企業における健診の受診促進や妊娠・出産を含む女性の健康に関する相談体制の構築等を通じて、女性がセルフケアを行いつつ、仕事に向かう体力・気力を維持できる体制を整備する。また、職場の理解も重要なことから、職場等における女性の健康に関する研修や啓発活動の取組を進める。その際、科学的に正しい情報を行動科学等の専門的知見も活用して効果的に伝える。
- ② 国家公務員及び地方公務員については、各府省及び地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診に関し、女性職員が受診しやすい環境整備を行う。
- ③ 働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、プライバシーに十分配慮した上で、事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）の標準的な問診票に、月経随伴症状や更年期障害等に係

る質問を追加する。あわせて自治体検診における骨粗鬆症検診について検診受診率向上に向けた取組を進める。

- ④ 令和7（2025）年に改正された女性活躍推進法の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われなければならない旨が盛り込まれたことを踏まえつつ、職場における女性の健康支援の取組を促すに当たっての方策を検討する。
- ⑤ 事業者向けガイドラインや健診機関向けマニュアルにおいてセルフチェックの重要性に触れるとともに、女性特有の健康課題に関する啓発を含め情報提供を行う。
- ⑥ また、更年期に係る症状を自己評価により把握し、受診などの適切な行動に結びつけられるようセルフチェックを活用するなどの取組を、企業や自治体に促す。あわせて事業所内に働く女性の相談に対応する担当者を配置するなど女性の健康を話題とする場づくりを推進する。
- ⑦ 労働者が女性特有の健康課題で職場において困っている場合、事業者が産婦人科医等の専門医の早期受診を勧奨すること及び専門医の診断書を持って事業者に相談することが可能であること等を事業者向けガイドラインや健診機関向けマニュアルにおいて明示するとともに、今後の普及、活用促進について取組を進める。
- ⑧ 加えて、企業において、従業員の産婦人科受診に対するハードルを下げることに資する相談事業が行われることを促進する。
- ⑨ 母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。また、男女雇用機会均等法の着実な施行により、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止対策を推進する。
- ⑩ 働く女性の健康課題や母性健康管理措置、母性保護等に必要な知識を労働者や企業の人事労務担当者等に周知し、ヘルスリテラシーを高めるため、研修会の開催、「働く女性の心とからだの応援サイト」による情報提供、同サイトを通じた動画配信等による啓発を実施するとともに、同サイトのコンテンツの充実や利便性の向上を図る。
- ⑪ 令和7（2025）年に改正された女性活躍推進法を踏まえ、企業が一般事業主行動計画を策定する際に女性の健康支援に資する取組を盛り込むことを促す。
- ⑫ 月経や更年期といった女性の健康課題に対応できる職場環境整備を推進するため、中小企業に対して助成を行う。
- ⑬ 中小企業の現場での活用促進にむけ、女性の健康に関するデバイスやサービス利用を支援する。
- ⑭ 精神障害の労災認定件数が増加しているなどの状況を踏まえ、男女問わず、非正規雇用労働者を含む全労働者に対して、職場のメンタルヘルス対策等を通じた労働者の健康確保のための対策を講ずる。また、労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの義務付け等を内容とする労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の改正法（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）が、令和7年5月14日に公布されたことを踏まえ、小規模事業場で働く労働者の健康確保についても、引き続き、支援施策等を推進する等、対策を講ずる。

イ 女性の健康課題に取り組む企業の評価制度の活用・促進

- ① 中小企業における女性の健康施策の導入を促進するとともに、より個人の状況に寄り添った質の高い健康経営を推進する。

- ② 健康経営等において、女性の健康課題に取り組み、成果を上げている企業や健康保険組合の好事例を集め、他の企業等にも広く周知すること等を通じて、企業における女性の健康課題への取組をより促進する。

さらに、企業だけでなく、自治体や一般社団等の多様な法人で取組が広がるよう、健康経営優良法人の認定要件変更を検討する。

- ③ 令和7（2025）年に改正された女性活躍推進法の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われなければならない旨が盛り込まれたことを踏まえつつ、女性の健康課題に関する取組を積極的に行っている企業を評価する仕組みを検討する。

ウ 女性の健康課題に対応する施策の充実に向けた効果検証

- ① 女性特有の健康課題による社会全体の経済損失は年間約 3.4 兆円と推計されるとの試算もあり、女性の健康施策導入の重要性が高まっていることを踏まえ、女性の健康に関する取組の効果検証プロジェクトを実施し、施策の実施前後でどのような効果があったかを明らかにする。
- ② 女性の健康課題によって生じる労働損失について再試算の際には、妊娠・出産・産後の不調にかかわる要素（産後うつ等の産前産後に発生する健康課題）も考慮する。
- ③ 女性の健康施策の効果検証プロジェクトにおいては、女性のプレゼンティーズムやエンゲージメント改善などにフェムテック関連サービス・商品が有効であるかどうかを把握するなど、企業にとっての直接的なメリットを示す。
- ④ 人材不足が深刻な地域の中小企業においては、女性特有の健康課題に対応する施策に取り組むことは、企業のレジリエンスや人材確保の面で、企業経営にとって効率的な投資となる可能性が高いが、一方で、中小企業は支援サービス導入に際して初期コストのハードルが高く、導入を躊躇する傾向がある。そのため、資金やリソース・ノウハウが不足しがちな中小企業に対し、女性特有の健康課題解決に向けた社内体制の整備を促すとともに、先進的に女性の健康に関する施策に取り組んでいる中小企業を見える化する。

エ 働く女性の健康を支えるための更なる取組の推進

- ① 公務組織を構成する多様な職員が、心身の健康を保持しながら活躍することができるよう、性差・年齢等に応じた様々な健康課題への理解を促進する。特に女性については、月経、出産等、個人差は大きいもののライフステージごとに特有の健康課題が存在することに留意して、研修等を通じ、理解を促進する。
- ② 更年期に見られる心身の不調については、個人差があるものの、就業や社会生活等に影響を与えることがあり、職場等における更年期の健康に関する研修や啓発活動の取組及び相談体制の構築を促進する。
- ③ 女性ならではの健康課題を解決することや、女性のライフイベントに応じた支援策を講じること、女性自身が健康課題に気が付き、早期のケアを行うことの重要性について、企業の経営層に理解を深めてもらい、企業における支援を促すことが必要である。中小企業にも波及させることを念頭に、女性従業員の健康支援について好事例を収集し、HPでの公表を行う。
- ④ 企業における女性の健康課題にかかる取組や、事業主健診に関する取組について、連携して周知・啓発を行う。

- ⑤ 病気休暇等の特別休暇制度の導入を推進するため、特別休暇制度導入事例集の作成・周知に取り組む。
- ⑥ 産業保健スタッフ、保健師、助産師、看護師、薬剤師、養護教諭等が、職場や地域、学校など様々な場で、更年期及び更年期後の健康課題を含め、女性のライフステージごとの健康課題とその対処法について性差も考慮した知識の普及に取り組めるよう、人材育成を図る。

3 医療分野における女性の参画拡大

(1) 施策の基本的方向

- 医療従事者については、既に女性の割合が高い業種も含め、医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等のワーク・ライフ・バランスの確保、女性の就業継続・再就業支援等を進めるとともに、医療機関や関係団体の組織の多様化を図り、生涯にわたる女性の健康づくりを支援するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画が十分でない業種については、その拡大を働きかける。
- 医学部生の約4割を女性が占めるなど、近年、女性医師の割合が高まっているが、妊娠・出産等によりキャリアを中断せざるを得ない場合がある。医療の質を確保し、患者に必要な医療を安全かつ継続的に提供するためには、女性医師が継続的に活躍できるようにすることが必要であり、また、社会全般における生涯にわたる女性の健康づくりの支援を充実させるためにも、医療分野で活躍する女性医師の割合を高めるとともに、女性特有の疾患に専門的に対応する医師を育成・増加させていく必要がある。このため、女性医師が働き続け、能力を発揮しやすい環境の整備に向けた包括的な支援、ハラスメントのない職場環境の整備等の促進、医学部生に対するキャリア教育の充実、女性特有の疾患に専門的に対応する医師の育成等を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 女性医師の更なる活躍に向けて、医師の働き方改革を推進するとともに、復職支援や勤務体制の柔軟化（短時間勤務や当直等の配慮）、チーム医療の推進、複数主治医制の導入、医療機関における院内保育や病児保育の整備など、女性医師が活躍するための取組を実施・普及する。
- ② 大学病院等に勤務する非常勤扱いの医師や大学院生などの勤務形態の違い、出産時期による入所困難などの運用上の問題、救急対応による不規則な勤務などにより、保育が利用できず活躍が阻害されることがないように、事業所内保育や企業主導型保育等も含めた保育所、病児保育、民間のシッターサービスなど、社会全体として様々な保育を利用しやすい環境を整備する。
- ③ 育児等により一定期間職場を離れた女性の医師や看護師等の復職が円滑に進むよう、最新の医学・診療知識へのキャッチアップ、相談・職業あっせん等を推進する。
- ④ 令和7（2025）年に改正された女性活躍推進法に基づき、同法の適用がある事業主における管理職に占める女性の割合の公表等を通じて、医療の分野で指導的地位に占める女性の割合を高める等、女性医師等をはじめとする女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請する。
- ⑤ 医学部生に対するキャリア教育や多様なロールモデルの提示などの取組を進め、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもた

らす悪影響の除去に努めるとともに、男女を問わず医師としてキャリアを継続するよう支援する。

- ⑥ 女性医師が出産や育児又は介護などの制約の有無にかかわらず、その能力を正当に評価される環境を整備するため、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去及びハラスメントの防止、背景にある長時間労働の是正のための医師の働き方改革や主治医制の見直し、管理職経営層・管理職等に向けたセミナーの実施や研修資料の配信など管理職キャリア向上への取組を推進する。